



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110

Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) อ.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 40 (2014年4月24日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.40 は「**不当解雇事件の判例**」です。今回は企業側が「勝訴」したケースを取り上げました。

【今回の事例のポイント】

1. 試用期間中の勤務成績による解雇は“不当解雇”となるのか？
2. 雇用契約書の有効性は？
3. 解雇保証金は？

【背景】

原告(女性従業員)は、雇用者(株式会社 A)より、試用期間中の勤務成績を理由に解雇された。原告(女性従業員)はそのことに対し、「解雇は“不当”である」とし、中央労働裁判所に訴えを起こした。雇用者は、入社時に原告(女性従業員)と交わした「雇用契約書」を理由に、会社は解雇する権利を有し、解雇保証金の支払いは行わない旨を争った。

中央労働裁判所は、“試用期間内の勤務成績を理由にした解雇は有効”であり、“不当解雇ではない”が、労働者保護法に基づき規定の解雇保証金は必要との見解を示した。(解雇保証金は月給の1か月分)

不当解雇に該当しない判例

雇用者(株式会社 A)は、試用期間中の勤務成績に満足できないために原告(女性従業員)を解雇したと主張。中央労働裁判所は、雇用者は雇用契約の権利で解雇したと判断した。

最高裁判決第 2364/2545 号

原告： 女性従業員

被告： 株式会社 A 他

【関連法令】

民商法典第 386 条

1998 年労働者保護法第 17 条

1977 年労働裁判所設置及び訴訟法第 54 条

【判旨】

中央労働裁判所は、係争当事者による供述により判決を下すのに十分な事実関係を把握したと判断し、原告及び被告の証人の取調べを中止した。しかし、事実関係は判決を下すのに不十分であるため、中央労働裁判所は事実関係の更なる聴取のために原告及び被告の証人取調べを命じるよう上訴した。それは、中央労働裁判所の証人取調べに対する判断に反するものであり、1977年労働裁判所設置及び訴訟法第54条第1項に基づき、上訴は行うことはできない。

原告(女性従業員)及び被告1間(株式会社A)で締結された雇用契約には、「試用期間中に被告1が検討の結果、原告の勤務成績が満足のものではないと判断した場合又はその他理由がある場合、被告1は、事前通告なく解雇する権利を有し、その場合原告は補償金を請求することはできない。」と規定されている。被告1が検討の結果、原告の勤務成績が満足のものではないと判断し雇用契約の終了を通告した場合、明記された合意事項に基づく解雇であり、民商法典第386条第1項に基づく合法的な権利の行使であるため不正な権利の行使とはみなされない。したがって、正当な理由のある解雇のケースであり、不公正な解雇ではない。

120日以下の雇用期間に関する合意については、雇用者が120日以下の試用期間を設定し被雇用者を労働に就かせることに合意したものであり、雇用期間を通過した場合、雇用者は継続して雇用し、通過できなかった場合は、雇用者は解雇できる権利を有する。雇用契約の終了が明確でないため、1998年労働者保護法第17条第2項に基づき、期間規定のない雇用契約に該当する。

解雇の際に適用している1998年労働者保護法第17条は、民商法典第582条を引用した内容になっており、国民の安寧に関して規定したものである。したがって、雇用者及び被雇用者は、その他の方法による雇用契約の終了について合意することはできない。また、第17条には、試用期間中の解雇について事前通告を不要とする例外事項は規定されていない。被告である雇用者が第17条第1項及び最終項に基づく3ケース以外で原告を解雇する場合については、被告は、第17条第2項及び第4項に基づき、原告に対して事前通告に代わる補償金を支払わなければならない。

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2014年5月15日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

【スタッフのご紹介】

★TJP のスタッフをご紹介します。

今回は、翻訳事業部長の我妻（わがつま）女史です。

日本を離れ、オーストラリアのシドニーで旅行業界に従事。
その後、国際感覚を養いながら多国籍の地、タイに流れ着く。

日本にある翻訳会社とも親交が深く、翻訳作業の効率化に注力し、
タイにおける翻訳業界を牽引していく道を模索中。

「迅速かつ丁寧」を日々心がけ、お客様の対応、従業員の管理
育成に勤しんでいます。

スキューバダイビングのライセンスを保持するも日焼けが怖くてもっぱら出不精に。

甘い物には目が無く、スイーツはもちろん別腹。タイにコンビニスイーツが登場する日が待ち遠しい。

お近くにお越しの際は是非、お立ち寄り下さい!!



日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス： 半日から対応が可能です。

日本語能力検定 1 級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス： Email もしくは FAX にて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命は TJP へ